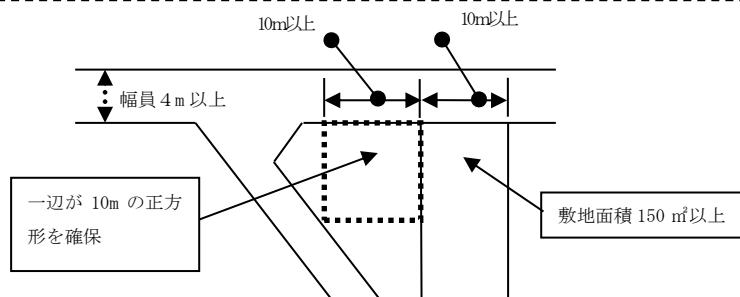


都市計画法第34条第11号に基づく開発行為等に関する技術基準（参考図）

【第4(4)】一戸建専用住宅等の敷地

敷地形状は、短辺が10m以上の矩形を原則とし、やむを得ず不整形な敷地が生じる場合は、その敷地内に一边が10mの正方形を確保できること。

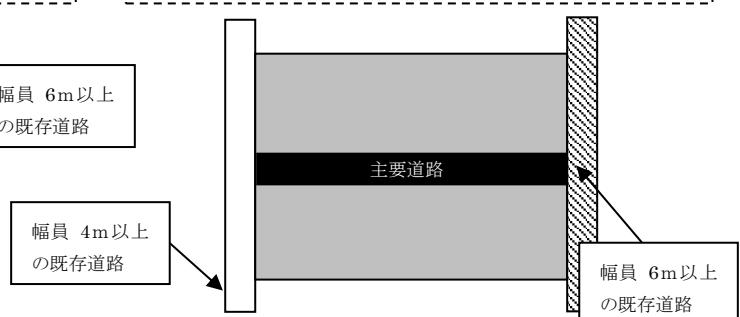


【第5(1)】一戸建専用住宅等の道路整備の制限

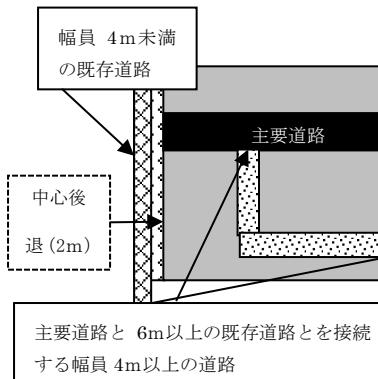
ア 両端を6m以上の既存道路に接続（6m以上の既存道路が幹線道路である場合は、2ヶ所の接続の間隔を概ね100m以上確保できる場合に限る。）する



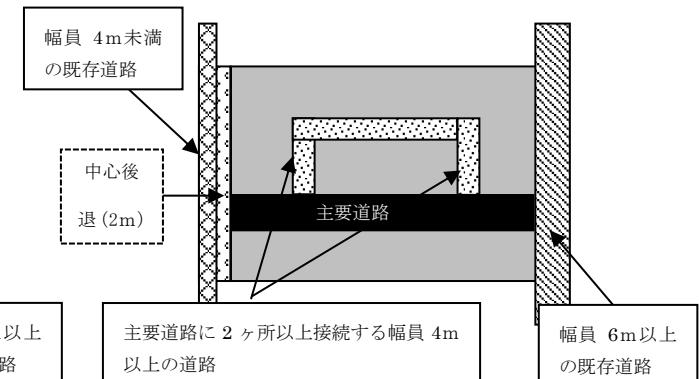
イ 一端を6m以上の既存道路に接続し、他端を幅員4m以上のその他の建築基準法上の既存道路に接続する



ウ 一端を6m以上の既存道路に接続し、他端を幅員4m未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路と6m以上の既存道路とを接続する幅員4m以上の道路を整備する



エ 一端を6m以上の既存道路に接続し、他端を幅員4m未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路に2ヶ所以上接続する幅員4m以上の道路を整備する

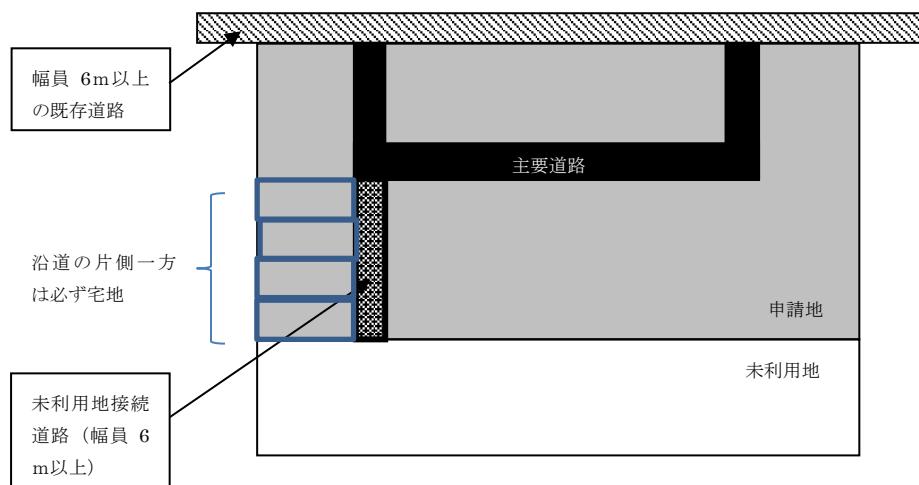


【第5(2)～(4)】未利用地接続道路

申請地に隣接する土地が、建築敷地等として利用されていない土地（以下「未利用地」という。）となっている場合は、当該未利用地に接続が可能となる幅員6m以上の道路（以下、「未利用地接続道路」という。）を一以上整備する計画とすること。

未利用地接続道路は、当該未利用地の境界まで接続すること。

未利用地接続道路の沿道は、少なくともその片側を宅地とすること。



【第9】一戸建専用住宅以外の後背地への配慮

予定建築物が一戸建専用住宅以外の場合で、申請地の全部又は一部が、幹線道路に接続される国道、府道及び市町村道並びに建築基準法第43条第2号第1号及び「建築基準法第43条第2項第2号許可取扱い方針」（大阪府）提案基準第2に該当する道の境界から200mを超える位置に存するときは、申請地内に、幹線道路から後背地に至る幅員6m以上の道路を設置すること。

